

## 人権の普遍性から不可分性へ

### ～国際人権法の文脈での人権概念～

(1999年12月15日)

寺中 誠

#### 国際人権法の領域での NGO の関与と人権論の変容

1948年世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)

Universal (当初案では International だったものが変更された)

#### 国際的人権保障の制度的枠組み

国際人権規約 (自由権規約と社会権規約) 等の人権文書の創出。

国連の人権センターを中心とする人権機構の創設。条約機関との連携。

人権侵害に対する国際機関の実質的関与

人権委員会の 1235 手続 (1967 年)、1503 手続 (1970 年)

各条約機関における政府報告書審査制度、個人通報権等

国連の作業部会、特別報告者、監視団派遣、平和維持活動

国際刑事手続の設置

(国際刑事裁判所 (ICC) 問題、1998 年ローマ条約)

「人道に反する罪」「ジェノサイド」(国際人道法との交差)

地域的人権メカニズム

(欧州人権条約、米州人権条約、

アフリカ憲章、世界イスラーム人権宣言、カイロ宣言等)

国連憲章 71 条

NGO (Non-Governmental Organization) の制度化

経済社会理事会での国連 NGO の協議資格の付与。

→NGO の拡大。群小 NGO の登場と、NGO の国際機関化。

#### 国際社会での「人権の実現」と人権概念との関係

「国際人権法では、人権規範の実現について、「執行」(enforcement)よりも、「実施」(implementation)という用語が一般的に用いられていることは、注目に値する。この語は権利がいったん認められてから、実施に移され実効を与えられるべきものだということを前提としている。当該権利の性質、文書の文言および実際の状況によって、権利実現の要求は、司法的救済のかたち

をとることもとらないこともあるのである。(中略)すなわち、ある人権がある国においてある時点では抽象的権利にとどまる場合も、それは時間を経て徐々に具体的権利に成熟する可能性を常に備えているのである。」(申恵手「人権条約上の国家の義務」P23-24)

international 論、inter-governmental 論、transnational 論

個人を国際人権法上の主体として位置づける  
人権侵害に対する国内不干涉原則の不適用  
国際人道法との連携の強化

## 人権の国際化

「人権の国際化という表現には二つの意味が重ね合わされていることに十分注意する必要がある。つまりそれは第一に、各国の政府の間において人権についての水準の確立と維持が共通の課題となったという意味での国際化と、第二に従来の国際関係の枠組みをこえて、政府以外の、団体、個人、企業、自治体などによる国境を越えた人権保護の活動が盛んになったという意味での国際化を含んでいるのである。(略)第一の意味と区別する趣旨で、第二の意味の国際化をトランスナショナルな関係(民際交流、脱国家的関係、「国境を越えた」関係などと訳される)と呼んでもよい。」(江橋崇「国内的人権から国際的人権へ」ジュリスト 937 号)

「ところがそうした主体(地球規模の活動範囲を持つ企業、NPO、メディアなど)は、現状では欧米先進国に集中している。しかも、個人、企業、NPO などがすべて「トランスナショナル」という同一範疇に含まれることから、結局は其中最も力のある企業の国際的活動が「トランスナショナル」を代表することになりかねない。換言すれば、個人や NPO、特に後者はたしかに重要な国際行動体として国際政治や国際法に影響を及ぼしつつあるものの、国家や企業に比べるとまだまだその力は弱く、「国際＝政府間」的合意や多国籍企業の活動とその活動力を抑制するのに十分な役割を果たしていない。このため「トランスナショナル」の視点は、結果的には欧米先進諸国中心の発想を単に補強することになり兼ねないという問題性を含んでいる。」(大沼保昭「人権・国家・文明」P30-31)

## 人権の「普遍性」議論

冷戦後の新たなレジームとしての「人権」への期待→人権の普遍性  
1993 年ウィーン世界人権会議→ウィーン行動綱領

## 「アジア的人権論」と文化相対主義の提起

「(1992年の3月末から二週間にわたって開かれた世界人権会議の第二回準備委員会)この間、急速に結束を強化していたのがアジア・グループである。元来アジア各国はけっして一枚岩ではなかったが、中国もASEAN諸国も、アラブ諸国も、人権侵害に対する国際的非難を回避しようとする点においては奇しくも利害を一にしていた。こうして形成されたアジア・グループを中心に、今会期は地域ブロック間の対立一色に彩られた。それ以上に激しい対立が見られたのが、人権会議へのNGOの参加をめぐる点である。広範なNGOの参加を認めようとする欧米グループに対して、アジア・グループは真っ向から異議を唱え、一時はNGOの代表についても、その資格を信任状委員会で審査すべきであると提案するほどであった。」(阿部浩己:「人権の国際化」P84-85)

「最大の難問は、93年3月末の一週間、タイのバンコクで開かれるアジアの地域会合であった。この会合に先立つ数週間、アジア各国は事前の下準備を試みた。だが、最終文書案はおろか議題案についても合意に達することができなかった。(略)事実、イランやシリア、中国、インド、インドネシアなど強硬派の主導に対して、日本や韓国、ネパール、モンゴルといった穏健派は少なからぬ不満を抱いていたはずである。(中略)こうした図式は、アジアの地域会合でもほとんど変わらず、比類なき経済発展に対する自信と高揚する宗教的感情に裏打ちされた強硬派は、起草委員会の議長を務めたイラン代表の洗練されたリーダーシップのもと、穏健派の主張を巧みに封殺し、普遍的人権保障に真っ向から対立するバンコク宣言を鮮やかに成立させたのであった。その要旨は次の通り。第一、人権は相対的なものである。第二、人権は国内問題であり、NGOを含め外部からの介入を許すものではない。第三、アジアでは社会権の実現が肝要であり、集団(国家)の権利たる発展の権利が国際社会によって確保されなくてはならない。第四、先進国の人権政策は一貫性を欠いており、援助供与の条件に人権を用いることは不当である。」(阿部:P88)

「90年代の人権の「普遍性対相対性」論争の一方の旗頭は、シンガポールのリー・クアンユー前首相、マレーシアのマハティール首相、中国の政府・党首脳、東南アジアの外交官などであり、彼らの議論は学問的検討に堪えうるものではなかった。それと競り合った欧米の政府高官やジャーナリスト、人権NGOなどの主張も、各国の憲法や人権条約・宣言の人権条項の厳密な解釈や分析、人権の歴史、人権と文化、宗教との関係に関するこれまでの研究の蓄積に基づくものは少なかった。また、論争自体、「普遍性対特殊性」や「人権におけるアジアの流儀」といった枠組みに固定化されてしまい、その枠組み自体の問題性が論じられることは稀だった。」(大沼:P6-7)

「アジア的価値論の魅力はその反欧米中心主義的な構えに由来する。リベラル・デモクラシーはアジアの文化とは異質な特殊欧米的価値体系であり、それをアジアに押し付けるのは文化帝国主義として断罪さるべき欧米の傲慢であるというメッセージが、その根底にある。(略)アジア的価値論の反欧米中心的構えが皮相的なものであり、実際は皮肉にも欧米の規範言語を濫用し、かつ欧米の

歪んだアジア観に支配されている...(後略)」(井上達夫:「リベラル・デモクラシーとアジア的オリエンタリズム」変容するアジアの方と哲学所収)

「<オリエンタリズム>が言説空間そのものをフィクショナルに作り出すイデオロギー機能である以上、かれらの言説それ自体も<オリエンタリズム>の言説空間から生み出され、かつそれを補完していくようなことになっていく(中略)その意味で、「オリエンタリズムは間違ったイスラーム・イメージを作り出してきた、これが真実のイスラームだ」といった言説は、この言説空間の仕掛けた罠に、最もうまくはまってしまふ事例であるといえよう。<オリエンタリズム>言説空間の中にしか、もともとイメージである「真実のイスラーム」なるものは立ち表れては来ないのである。ここには、非西欧世界におけるナショナリズムの言説が、それぞれの地域の言説空間に、あらかじめネーションをめぐる西欧の言説空間との同質性を形成させてはじめて成り立っていることと、同じ状況がある。」(鈴木規夫「日本人にとってイスラームとは何か」ちくま新書 P131-132)

「アジア諸国の指導者はしばしば自らの文化や社会の特殊性や独自性を根拠に、欧米の人権外交を批判する。しかし、自らの文化や社会を特殊・独自と性格づけることによって、彼(女)らは無意識のうちに「普遍＝欧米、特殊＝非欧米」という図式を再確認し、再生産しているのである。」(大沼:P183)

「学者や政治家の中には現在の国際人権基準やその促進と実施のための装置は十分な意味で世界的(universal)ではない、主たる文化における正統性を確保できていないからであるとするものがある。一方で、こうした諸基準や装置は世界的(universal)だ、なぜなら圧倒的多数の政府がそうした基準の策定手続に参画したり、その後関係する国際基準を批准したりしているのだから、とするものもある。後者に属する人々は、また文化的相対性を主張することで人権侵害を正当化してしまうという危険を指摘する。前者の見解はたしかに人権侵害の正当化に利用される可能性がある。だが後者の立場も、一種形式主義的でナイーブな理想主義にすぎないのではと思われる。建設的なアプローチとしては、この両論について、その真実を指摘している面を取り上げ、国際的な人権基準の信頼性と効果を高めるようにするべきであろう。」(Abdullahi Ahmed An-Na'im "Human Rights in Cross-Cultural Perspectives" 1992年)→文化交差的アプローチによるイスラーム刑罰の再解釈

「人権の普遍性対相対性の議論に関しては、さらに屈折したねじれもみられる。それは、「人権は近代ヨーロッパ文明の産物か、それとも他の文明にも存在したのか」という問いとそれへの答え、特に非欧米諸国の知識人の答えに見られるねじれである。すなわち、途上国の知識人には、一方で欧米による人権の普遍性の主張を否定しながら、他方で自己の属する文明、文化、宗教などにも人権はあったかという問いを立て、これに肯定的に答えるものが少なくない。しかし、こうした議論は、問いの立て方自体不適切であり、またその問いへの肯定論を学問的に支持するのは困難である。(略)学問に適切な問いは「人権に相当する思想的・機能的等価物が西洋以外にもあったか」であ

って、「人権が西洋以外にもあったか」ではないからである。」(大沼:P147)

- 1 非欧米社会で人権を普及させていただく上で、「自分たちの伝統的な宗教、文化、道徳にも人権はあった」と主張することが、その社会に支配的な宗教や文化を根拠とする抵抗を弱める上で有効であるという事情
- 2 歴史上優れたものをとかく西洋文明の独占物としがちな従来の欧米中心主義的発想への発
- 3 欧米中心主義批判、現在の南北格差、過去の植民地支配、自らの資源浪費型の生活様式に対して先進国の人権研究者や人権活動家らが多少とも感じている心理的な負い目。

「欧州以外の文明圏にあつては、各文明にそれぞれ人間の物質的・精神的福利厚生の実現を目指す思想やメカニズムが存在したことは言うまでもない。しかし、そうした物質的・精神的福利の実現を目指す思想やメカニズムは、「人権」として観念され、性格付けられていたわけではない。」(大沼:P150)

「人権概念には道徳的側面がある。これは、人権原理が地球規模で道徳的に妥当していることを意味している。この場合の「道徳的に」には、実定道徳と批判的道徳とが含まれている。したがって、軍事独裁政権の国であっても、たとえば、拷問を受けつつある被害者による権利主張は無意味ではない。また、拷問に対する人権 NGOs などの批判も無意味ではない。それらも意味を持っているのである。つまりどこの国であれ、政府などは人権を尊重する義務を持っているのである。このように人権の普遍性は、制度的側面と道徳的側面における普遍的妥当性である。ただし、それは、人権の内容(つまり人権享受の条件、人権の範囲、ウェイトなど)がどこの国でもまったく同一であるのではなく、国ないし地域の歴史、文化、経済などによって若干影響を受けることを否定していない。」(深田三徳「現代人権論」P113)

人権の内容をどのように捉えるか、その際に自由権中心できた人権の捉え方をどのように修正するか？

### 人権の不可分性、相互依存性

#### **Indivisibility and Interdependency of Human Rights**

「人権はたしかに「国家権力による侵害から個人を保護するもの」として近代欧州に誕生した。しかしそれが欧米や日本など、現在先進国とされる諸国に定着する過程で、次第に自由権のみならず、社会権も包摂するようになってきた。(中略)特に 80 年代以降は多くの学者・実務家が、それまで軽視されがちであった社会権を単なる政治的プログラムとしてではなく、権利として実体化することに

努力を払っており、その努力は欧州を中心に徐々に実りつつある。また人権は当初の「国家権力による侵害からの自由」のみならず、企業や反政府集団からの侵害など、国家以外の主体からの侵害に対する保護も含む権利に変容してきた。さらに国際社会で圧倒的多数を占める途上国の希求を体現して、個人の権利のみならず、民族自決権をはじめとする集団的権利も人権として構成されることになった。今日では、一部の人権専門家や途上国政府は、発展の権利、平和への権利、環境への権利などの「第三世代の権利」も人権としてみとめるべきだと主張し、そうした主張は 1986 年の「発展の権利宣言」など、一定の国際人権文書にも取り入れられている。」(大沼:P185)

「人権概念の変容に否定的な態度をとる人々は、文際的観点からみて、決定的に重要な点を見逃している。それは、世界人口の圧倒的多数を占め、「人権」を生んだ欧州とは異なる文化、宗教、歴史的環境にある第三世界の諸国民が、植民地支配からの独立(民族自決)、貧困からの脱出、経済的発展といった、彼(女)らにとって最も切実な要求を、ほかならぬ「人権」ということばで表し、人権の枠組みで定式化しようとしてきたという事実である。」(大沼:P187)

「規約の規定する両カテゴリーの人権が、重要性においては異なるものではなく、国家への義務づけと実施措置という観点から二分されたにとどまる(中略)本来、両カテゴリーの権利は当然、人権として相互に深い関係を持っている。そのもっとも顕著な例は生命に対する権利であろう。(略)このような両カテゴリーの密接な相互関係に鑑みれば、人権規約上は、まず、いずれに規約の実施にあたって、それぞれの規約上の権利の保障を実効的なものとするために、人権の不可分性、相互依存性を解釈原則とすることが必要になる。」(申:P44-45)

「社会権規約の 2 条 1 項の義務の法的性格は従来、「促進的」または「プログラムの性格」の義務とされるのが一般的であった。欧米の学説でも、1980 年代の半ばまでは、規約は「促進的条約(promotional convention)」であって、締約国に対し、何らかの権利をただちに実現することを義務づけてはいないという理解が通用していた。しかし、権利という概念はそれ自体、その実現を義務主体に請求する相関的義務の存在を伴う概念である。しかるに規約は明確に経済的、社会的、文化的「権利」を認めているのであって、そこからは必然的に、権利実現のために必要な措置をとりまた、権利を害する措置を控えるという相関的義務が生ずるとみるべきであろう。(略)人権の特質はその絶対的性格にあり、人権概念に不可侵の要素としての「核」がそこには存在するとみられるのである。」(申:P46)

訴訟中心主義→「人間であることの権利」にもとづくインドの社会活動訴訟の意義と欠点

「多くの途上国政府は、人権の中でも経済的、社会的権利を重視すべきことを説くが、これはしばしば自由権軽視を隠蔽するためのイデオロギーである。現実には、途上国政府の多くは、国家の経済的発展には熱心でも、それを個々人の経済的、社会的権利の充実という形で実現することに

は必ずしも積極的でない。(略)一口に経済的権利といってもその内容は様々である。(略)途上国の経済発展政策が、実際に国富を増大させるだけでなく、国内の所得格差を減少させて実質的平等に寄与しているか、社会保障を広範かつ実質的に制度化するべく努力を払っているかなど、「経済発展＝人々の福利の増大」という途上国の主張を、個人の経済的・社会的権利の保障という観点から具体的に評価するシステムを充実させなければならない。」(大沼:P249)

### カタログ別人権から人権享有主体へのシフト

社会権と自由権との峻別論が下火になる中で、国際人権文書の分野では、それまでの人権カタログ別での基準が変わって、人権享有主体別での人権基準が提起されるようになった。女性の人権、子どもの人権、外国人の人権、労働者の人権、先住民(族)の人権などである。

こうした文書に特徴的なのは、人権(ないし権利)を領域ごとに切り分け、それぞれで論じるのではなく、人権享有主体を単位として、その人権の侵害、その保障を論じることにある。そこには、社会権も自由権も、およそ権利とされるものは、相互依存的にそうした人権享有主体を実質的に保護するために用いられるという理解がされている。

「人権が宣言されざるを得なかったのは、人々が「事実」においては不平等であり、強者による弱者支配が不可避であるからこそであった。現実が不平等・不自由な社会だからこそ「万人が自由平等であるべきだ」と宣言したのである。存在と当為の峻別、現実界と法の世界との区別によって、赤裸々な暴力的闘争に終止符を打つことが可能となり、平等化への条件が成立したのである。それゆえ、「存在と当為の統一」による「真の人権」の実現の試みは戦争状態の再現をもたらさざるをえず、これはまさに「人権の死滅」を意味する。「真の人権」は不可能なものなのだ。しかし、だからこそ人権の真の実現を人々は欲望するのである。いわば事実と権利との間にぽっかりと開いた空隙を埋めようという押えがたい欲望に人々は突き動かされているのである。「欠如」しているからこそそれを埋めようと「真の人権」という幻想を作り上げたわけであるから、それを獲得しようと追求していけば、「欠如」に突き当たらざるを得ないわけである。」(笹沼弘志「権力と人権」人権理論の新展開所収)

人権享有主体とは、現実の世界で、現実の欠如を感じ、悩む人々であり、そこでは社会権や自由権といったカタログ上の区別は意味を持たない。また、理想的に人権が実現する世の中を想定することも、いずれにせよ現実的解決策とはならない。最低限必要な生きる権利を認めつつ、現実の世界では他者からの支配を受けざるを得ない人々(この点では、すべての人が程度の差はあれ、そうした人々として定立し得る)に対し、そうした他者からの支配、権力に対する抵抗を認めていく方向性を模索することが人権論の課題であろう。

現在人権と呼ばれているものが、何らかの道徳的価値をそれこそ普遍的に持ち得ているとしても、それが今後も「人権」という用語で呼ばれるか、あるいは呼ばれるべきかということとはわからない。人権を至高の価値として定立することも、他の言葉により、そうした求めるべき道徳的価値が表現されるのであれば、変更される可能性は依然として強い。

しかしこの間、幾多の積み重ねにより、具体的、現実的に人々を保障するためのツールとなってきたという意味において、「人権」は存在意義を強く持っている。こうした制度(法的制度、また同時に道徳的制度)としての人権の意義は、その純粹形に関する議論においてよりも、実践的な地平でこそ、重要だろう。